

町長は審査申し立てを 疑惑の事実(5つ)は消せず

6月議会最終日の15日、北川町長に檢察審査会への申し立てを求める意見書(提出者は藤堂一彦議員と木村修議員)を可決し、当日開会直前提出された4議員の辞職勧告決議案など6議案が論議されました。

濱野議員、山田議員らが4議員の辞職勧告

追加提出されたのは、西澤議員、建部議員、藤堂議員、木村議員の議員辞職勧告決議案、宝来議会議務局員の議会出向解除を求める決議案、他一件です。いずれも賛成多数で可決しました。しかし、辞職勧告決議の法的拘束力はありません。6議案とも濱野、金澤・山田・西川・野瀬・丸山恵二議員が提出。西澤、丸山光雄議員は、各辞職勧告決議に対し、事実誤認、「談合は一切なかった」との立場を批判しました。

甲良町官製談合事件の告発に 対する不起訴処分につき 檢察審査会への審査申し立て 求める意見書

北川豊昭町長と議員・町民有志が、競争入札妨害等で告発した事件について、大津地方檢察庁は平成24年4月12日、「嫌疑不十分」を理由に不起訴処分としました。

今回の不起訴処分によって、告発された4人の「潔白」が証明されたわけではありません。「嫌疑」は残されています。

この官製談合事件は、次の事実によって明らかにされていました。わざわざ指名基準を変更し、(株)浜野工務店が入札に参加できるように謀り、(株)浜野工務店が受注すれば建設業法違反になることが予測できたにもかかわらず、落札させたこと、(株)浜野工務店が非公開の最低制限価格にどんびしゃの金額で落札したこと、その談合が議会議務局の部屋を舞台に行われていたことも解明されていたこと、さらに、「(株)最低制限価格は(町長と私(野瀬元主監)と議長と副議長しか、知らんことでした」との会話を録音したCD(ICレコーダーからコピー)も存在しています。

以上から、今回の「不起訴処分」は、十分な証拠収集ができたにもかかわらず、大津地方檢察庁が積極的に踏み込んだ捜査を避けた結果だと考えられます。

この官製談合に絡む別件の刑事裁判における大津地裁の澤田正彦裁判官がくだした判断は非常に的確です。それは、「上記事実関係からすると、本件工事は、公表されていた価格が1億7800万円であったから、予定価格が端数が切捨

てられる前の1億7800万円であり、その85パーセントに当たる額が最低制限価格であるとの予測を持つことは非常に困難といふべきであるし、本来、本件工事を自力で行う能力のない浜野工務店を入札に参加させるべく配慮したことも認められるから、浜野工務店に落札させるようにし向けた、すなわち、最低制限価格を浜野工務店の関係者(具体的には、代表者の夫である濱野副議長)に漏らした官製談合の疑惑が非常に濃厚である。」との宣告(平成23年4月14日)です。正に、この宣告の通りであり、公開の法廷で官製談合事件に関つた4人の刑事責任を明確にすることが望まれます。

よって、北川豊昭町長におかれましては、昨年告発された立場と認識を堅持し、檢察審査会への申し立てを行われるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

賛成〓藤堂・木村・西澤・丸山光雄議員
反対〓金澤・西川・野瀬・丸山恵二議員
除斥〓濱野・山田議員 棄権〓阪東議員
可否同数のため建部議長が裁定し、可決



甲良民報
2012年6月17日 515号
発行責任：日本共産党甲良町支部
連絡：甲良町在土463(西澤)
Tel.Fax38-4949

くらし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123
日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください

不起訴処分Ⅱ「潔白」ならぬ

澤田裁判官の宣告「疑惑は非常に濃厚」は重い

意見書案に対し、西澤議員が党議員団を代表して行った賛成討論を紹介します。

この事実がなくなったり、薄まったという、新しい証拠が出てきたわけではありません。

住民が主人公の町政を

西澤伸明議員団長の談話

審査申立を求める 意見書案に対する 賛成討論（要旨）

一般的な談合事件は、関係者が「やりました」と自白しない限り、犯罪の核心に迫るといふのは、大変むづかしいと言われてきました。ところが、甲良町政・議会を舞台とした甲良町官製談合事件は、この意見書案で指摘している5つの事実と、この官製談合事件に絡む恐喝未遂事件での公判を通じ、また、澤田正彦裁判官の宣告が相まって、この官製談合を直接関与していない私達議員、少なくとも町民が確信を得るところにまで進展をしました。これは百条委員会における調査活動の集大成とも言つべきもので、私達の誇りとするところでもあります。

また、その疑惑調査の途中で、証言をした直後に当時の議会事務局長が自ら命を絶つという、つらく悲しい出来事がおきました。

刑事告発すべき、との意見書の可決を受け、昨年3月北川町長が関係者4人を告発されたのです。

ここで、潔白とするには、あまりにも重いこれらの事実があり、疑惑が残りすぎていると思います。

「不起訴処分」で、この5つの事実がなくなつたのか。けっして、5

11人の市民の目線で告訴告発事件を起訴すべきでないか、否かを審議する検察審査会に申し立てる、というのが当然のスジだと確信をしています。

北川町長へ 当初の

確信をつらぬくべき

最後に、この意見書に沿って、北川町長に訴えたいと思っています。

4月19日臨時議会の全員協議会際、不起訴処分となった意味を、疑惑が晴れたかのように表現されました。またこの意見書案が提出された議会運営委員会で、もう、この疑惑が終わり、町長もこれ以上しないと云っているのに、こんな意見書を出されたら町長が迷惑するなど発言する議員がおられました。

実は、官製談合の疑いが指摘されていた時から、北川豊昭町長は確信をもって追及していた議員の一人だったのです。

この議案が可決しない場合でも、可決されれば、なおのこと、北川町長は当初の確信をまっとうしていただきたいのです。元議会事務局長の死を無駄にしないで、どこまでも貫いてほしいのです。

わたくしも、この意見書の内容にある公判の場で裁きを受けさせることが実現できるよう、あらゆる努力を強めていくことを表明したいと思えます。

6月議会最終日に提出された6本の議案は全て意見書（北川町長に審査申し立てを求める）に対抗して準備されたものと考えられます。しかも、「辞職すべき」や議会書記の態度が「公平公正に欠ける」などとした理由にならない理由は、1、2年前、それ以前のものもあります。それは、「不起訴処分が決まったから、百条委員会での追及行為がけしからん」とした理屈に他なりません。しかし、彼らの決定的な弱点は「官製談合疑惑」の元となった5つの事実残ることです。逆に言えば、その5つを説明すれば、澤田正彦裁判官が判示したような「非常に濃厚な疑惑」にたどりつくのです。

ある町民は、この事件にかかわった疑惑の元議会事務局長が命を絶っているという事実は重い。この官製談合事件の真相を公表しないために彼が決断したという説は排除できない、と語っていました。この様な思いでおられる方は、意外と多いのではないのでしょうか。

住民が主人公の町政をつくるたたかいは続きます。

